

第 5 章

法面保護等計画

第5章 法面保護等計画

1 法面保護計画及びその他の地表面の措置の立案にあたって

宅地造成又は特定盛土等に関する工事により生じた法面については、風化及び雨水その他の浸食に対する保護を行うこと。また、宅地造成又は特定盛土等に関する工事により生じたその他の地表面についても、浸食等により不安定化することを抑制するため、地表面保護の措置を講ずること。

2 法面保護工の選定

法面保護の工法は、土質、勾配、切盛、向き、施工時期、維持管理等を総合的に検討し、表5-1及び表5-2を参考にして選定すること。

表 5-1 土質に応じた法面保護工の種類

土質	適用工法
粘性土（関東ローム等）	植生工（張芝工、筋芝工（盛土法面のみ）、種子吹付工、種肥付むしろ張工、植生マット工等）
特に盛土、軟質土	法枠（鋼製・プラスチック製）工＋植生工、編柵工＋植生工
砂、砂質土	法枠（コンクリートブロック製・鋼製等）工＋植生工、編柵工＋植生工
特に盛土、軟質土	法枠（コンクリートブロック製・鋼製等）工＋種肥付土のう工、編柵工＋種肥土のう工
軟岩（土丹等）	植生穴工＋種肥付むしろ張工、ラス張モルタル吹付工

表 5-2 施工箇所に応じた法面保護工の種類

施工箇所	適用工法
湧水箇所	栗石詰め現場打ちコンクリート枠工、法面蛇籠工 ^{じやうりゅう}
れき混じり	客土＋植生ネット張工
北向き法面	日陰に強い品種による植生工
雨水流入箇所	上記諸工法＋法肩排水工

3 グラウンドアンカー工

グラウンドアンカー工については、現場打ちコンクリート枠工、吹付枠工、コンクリート張工等他の工法と組み合わせて使用すること。法面にグラウンドアンカー工を用いる場合は、現地の土質について試験を行って求められた土質定数を用い、斜面の安定計算を行ったうえで、必要なアンカー力を求めること。

4 切土法面の植栽

切土法面には、原則として木本類^{もくほん}は植栽しないこと。

5 小段の植栽

法面の小段には、高木、中木等、法面の維持管理に支障となるものは植栽しないこと。

6 保護を要さない箇所

盛土または切土をした後の土地の地表面で、法面保護等の措置を要さない箇所（部分）は以下のとおりとする。

- ① 崖の上端に続く地表面で、崖と反対方向に勾配が付された箇所
- ② 舗装や砂利等により表面が覆われる箇所
- ③ 農地として利用される箇所